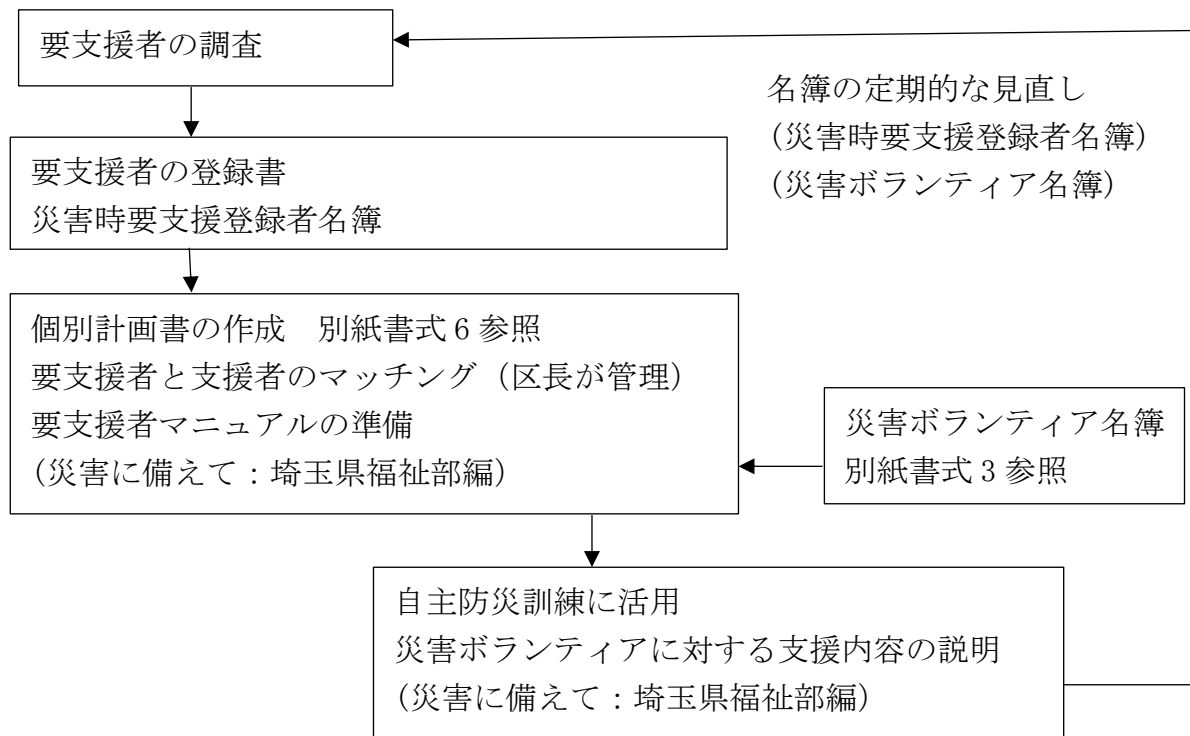


3. 要支援者に対する支援について

自治会として要支援者の調査を行い、要支援者登録をされた会員に対して、共助の立場で災害時の支援を実施する。

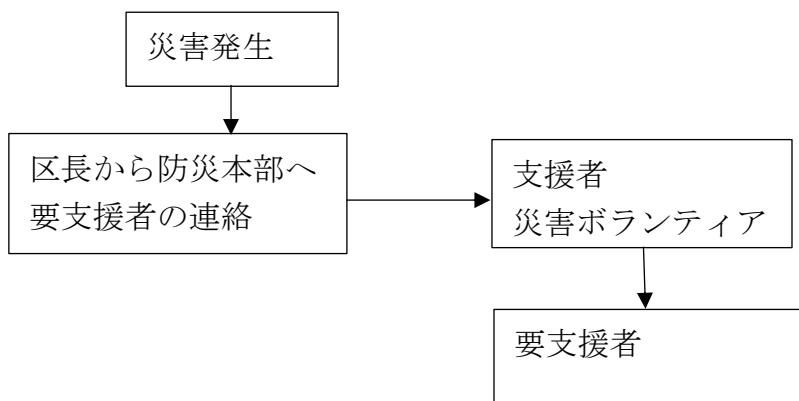
(1) 要支援者管理方法

防災訓練実施時期に合わせて要支援者の調査（別紙書式 5 参照）を行い、要支援者登録者名簿を作成する。支援者と要支援者のマッチングや支援者に対する支援内容の説明などを実施し災害に備える。



(2) 災害時要支援者対応

自治会（自主防災組織）として、共助の立場で災害発生時に要支援者の安否確認を行い、必要に応じて避難時の誘導または補助（避難所、自宅内 2 階など）、救援救護を行う。



(参考資料：要支援者に対する支援内容説明資料)

埼玉県福祉課 長寿社会政策課・障害福祉課から「災害に備えて」の冊子が発行されています。

冊子の一部を紹介します。

詳しい内容は、自治会事務局で閲覧できます。

災害に備えて

～高齢の人と障害のある人、
そして地域の皆さんのために～

(1) 災害に対する日頃の備え

災害が発生したとき、高齢の人や障害のある人がけがをしないようにするのはもちろんですが、地域の人もけがをしたら高齢の人や障害のある人を支援することができなくなるだけではなく、自らも支援を受ける身になるおそれがあります。まずは自助、共助が基本という意識で、災害時の安全を確保し、速やかな行動がとれるよう、家庭や地域における日ごろの備えが大切です。

・防災カードの作成

災害のときの緊急連絡先などを記録しておくとともに、災害のときの身元確認やその場にふさわしい手助けを受けるため、防災カードを作成して、身につけておくようにすると、災害のときに役立ちます。



埼玉県福祉課
長寿社会政策課・障害福祉課

(2) 災害のときの行動

・丈夫なテーブルの下に隠れて、落ちてくる物から身を守る。

移動が困難な人などで速やかにテーブルの下に隠れることができないときは、布団にもぐる、座布団などで頭を被うなどの行動で身を守る。

・倒れやすい家具、電化製品などから離れる。

車いすを使用している人は、安全な場所で車いすのブレーキをかける。

揺れがおさまったら、火を消し、ガスの元栓、電気のブレーカーを閉じる。

目の不自由な人、手の不自由な人は、家族や近所の人を呼んで、確認してもらう。

・割れたガラスなどが落ちていることがあるため、できるだけ動かない。

やむをえず移動する場合は、ガラスや落ちてくる物に注意し、軍手や厚手のスリッパ、靴、防災ずきん（帽子）などを身につける。

・ドアや戸を開けて出口をつくる。特に団地・マンションでは、ゆがみでドアが開かなくなることがある。あわてて外に飛び出さない。

・外へ逃げるときは、防災ずきんや帽子等をかぶり、瓦やガラスなどが落ちてきたり、ブロック塀などが倒れたりするので注意する。

(3) その他、普段からできること

災害のときお互いが助け合う際に、とても頼りになるのは、地域の中での普段からつきあいや交流によるつながりです。